

最高裁秘書第2403号

令和3年8月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年1月5日付け（同月7日受付、第020851号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成6年8月1日付け最高裁人任A第8号人事局長依命通達「主任速記官等の任命基準等について」（片面で1枚）
- (2) 平成20年3月21日付け最高裁人任二A(秘)第000079号人事局長通達「主任書記官等の取扱いについて」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

○主任速記官等の任命基準等について

平成6年8月1日

人任A第8号

高等長官、地方、家庭所長あて人事局長依命通達

改正 平成6年12月26日人任A第23号

平成17年3月22日人任二A第000292号

平成18年3月31日人任二A第000682号

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第5条の2に規定する主任速記官、同規則第7条に規定する速記管理官及び平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第10の1に定める速記副管理官（以下「主任速記官等」と総称する。）の任命基準について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 任命基準

主任速記官等は、次に掲げる基準に該当する者の中から命ずるものとする。

- 1 裁判所速記官の任命資格の取得後の期間 15年以上
- 2 職務の級 行政職俸給表（一）5級以上
- 3 年齢 35歳以上

第2 任命に際しての協議

主任速記官等を命ずる場合には、あらかじめ最高裁判所と協議しなければならない。

付 記

- 1 この通達は、平成6年8月1日から実施する。
- 2 昭和56年4月6日付け最高裁人任A第12号人事局長依命通達「主任速記官等の任命基準等について」は、平成6年7月31日限り、廃止する。

付 記（平成6年12月26日人任A第23号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平成17年3月22日人任二A第000292号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記（平成18年3月31日人任二A第000682号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

参考

最高裁人任二A(秘)第000079号

(人い-02)

平成20年3月21日

(改正 平成20年人任二A(秘)第000211号)

(改正 平成22年人任二A(秘)第000090号)

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大 谷 直 人

主任書記官等の取扱いについて（通達）

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第5条に規定する主任書記官、同規則第6条に規定する訟廷管理官、同規則第6条の2に規定する裁判員調整官及び平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第8の1に定める訟廷副管理官（以下「主任書記官等」という。）の取扱いについて下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

第1 主任書記官等の任用基準

主任書記官等は、次に定める各要件のいずれにも該当する裁判所書記官（以下「書記官」という。）の中から命じなければならない。

- 1 書記官の任用資格を取得した日から3年を経過していること。
- 2 職務の級が3級以上であること。

- 3 年齢が満30歳以上であること。
- 4 主任書記官等に必要な資質及び能力の検証がされていること。

第2 主任書記官等の定数

1 各高等裁判所は、最高裁判所が各年度ごとに定める次の府別定数及び調整定数の範囲内において、自府及び管内の各裁判所ごと（支部のある裁判所については、本府及び支部ごと）に、配置する主任書記官等の定数を定めるものとする。

(1) 府別定数

高等裁判所、地方裁判所（当該地方裁判所管内の簡易裁判所を含む。）及び家庭裁判所ごとの主任書記官等の数

(2) 調整定数

高等裁判所が、府別定数に加えて、管内のいずれの裁判所（自府を含む。）にも配置することができる主任書記官等の総数

2 各高等裁判所は、府別定数及び調整定数を超えて1の主任書記官等の定数を定める特別の必要があるときは、最高裁判所に調整定数の改定を上申することができる。

3 各高等裁判所は、1の主任書記官等の定数を定め、又は改定したときは、これを速やかに人事局長に報告するものとする。

第3 主任書記官等の配置等

1 主任書記官等は、昭和61年3月27日付け最高裁人任A第8号人事局長通達「下級裁判所の課長等の本務官職等について」別表の付表5、付表6又は付表7に定める簡易裁判所及び地方裁判所の支部の所在地にある簡易裁判所以外の簡易裁判所に配置することはできない。

2 主任書記官等を配置するに当たっては、配置する裁判所（支部に配置する場合には、当該支部）に勤務する書記官（大法廷首席書記官等に関する規則第3条又は第3条の2に規定する首席書記官、同規則第4条に規定する次席書記官、

同規則第4条の2に規定する総括主任書記官及び主任書記官等を除く。)がい
ずれかの主任書記官等の指導監督下に置かれるようにならなければならない。

3 下級裁判所事務処理規則(昭和23年最高裁判所規則第16号)第4条の部
(以下「部」という。)には、原則として、主任書記官1人を配置するものと
する。

4 首席書記官又は次席書記官を特定の部に属させる場合には、その部の主任書
記官の職務は、当該首席書記官又は次席書記官が行うものとする。この場合、
当該首席書記官又は次席書記官に主任書記官を併任させることは要しない。

第4主任書記官等の併任

1人の主任書記官等に他の主任書記官等を併任させる場合には、あらかじめ最
高裁判所の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでな
い。

1 昭和61年3月27日付け最高裁人任A第8号人事局長通達「下級裁判所の
課長等の本務官職等について」別表地裁の支部のEの項の主任書記官に、その
所在地にある家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官を併任させる場合

2 同一の裁判所(支部にあっては、同一の支部)において、主任書記官に訟廷
管理官を併任させる場合、訟廷管理官に主任書記官を併任させる場合、訟廷管
理官に他の訟廷管理官を併任させる場合又は刑事の訟廷管理官に裁判員調整官
を併任させる場合

3 他の主任書記官等を併任させている主任書記官等の退職、昇任、転任、配置
換又は降任により生じる欠員の補充として任命する主任書記官等に、当該他の
主任書記官等と同一の職務内容の主任書記官等を併任させる場合

付記

1 この通達は、平成20年4月1日から実施する。

2 平成4年12月25日付け最高裁人任A(秘)第27号人事局長通達「主任書記官
等の取扱いについて」は、平成20年3月31日限り、廃止する。

3 平成20年3月31日において現に主任書記官等にさせている併任については、
第4に定める最高裁判所の承認を得たものとみなす。

付 記（平成20年人任二A(秘)第000211号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。

付 記（平成22年人任二A(秘)第000090号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。